

議題第4号

和光市史編さん委員会設置要綱の一部改正について（報告）

和光市史編さん委員会設置要綱の一部を次のとおり改正しましたので報告いたします。

和光市史平成版の編さん期間が確定したことから、委員の任期を一年延長し、平成34年3月31日から令和5年3月31日と改正しました。

また、要綱の効力期限についても一年延長し、令和5年3月31日と改正しました。

改正後の要綱は、次ページのとおりです。